

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	すしんリフォームローン・エコ (しんきん保証基金保証付)
------------------	---------------------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の各号すべてに該当する方 (1) 借入申込時年齢満 20 歳以上 70 歳未満の方 ※ 団体信用生命保険に加入される場合は別途制限がありますので、団体信用生命保険の項目をご覧ください。 (2) 安定継続した収入のある方 <ul style="list-style-type: none"> なお、派遣社員・パート等の非正規社員の方につきましては、安定した収入があると認められる場合に限り対象となります。 (3) 本人持家または同居家族の持家で、申込人本人が居住している方 (4) しんきん保証基金の保証を受けられる方 (5) 当金庫の会員資格を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・ 金庫の地区内に事業所を有する方の役員または勤務されている方 (6) 団体信用生命保険に加入が認められる方 <ul style="list-style-type: none"> ただし、保険会社から加入を謝絶された場合でも非団体信用生命保険扱いとして取扱いは可能です。
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人ご自身が居住している自宅にかかる次の資金 (1) エコ関連設備の購入・設置資金 <ul style="list-style-type: none"> ① 太陽光発電システム ② 潜熱回収型ガス給湯器 (通称：エコジョーズ) ③ 潜熱回収型石油給湯器 (通称：エコフィール) ④ CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 (通称：エコキュート) ⑤ ガスエンジン給湯器 (通称：エコウィル) ⑥ 燃料電池コージェネレーションシステム (通称：エネファーム) <p>以下の資金は、(1) と併せた申込み限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 増改築資金・修繕資金およびそれに伴う諸費用 (3) リフォームローンの借換え資金 <p>申込人が (1) または (2) を用途として当金庫を含む金融機関、信販会社 (消費者金融は除く) から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料</p>

地域をつなぎ、地域と共に歩む



お 使 い み ち	<p>(4) 住宅ローンの借換え資金 申込人が(1)または(2)を用途として行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたは、取得資金を借り換えたものの借換え資金および借換えに伴う繰上完済手数料</p> <p>(5) リフォームに付随して必要となるインテリア等購入資金 ※ ただし、(1)と(2)を合わせた申込みに限り100万円まで利用可能です。</p> <p>【 対象とならない資金用途 】</p> <p>(1) 事業性のもの ・ 事業用併用住宅の事業用部分にかかる資金 ・ 賃貸用アパートにかかる資金</p> <p>(2) 支払先が申込人経営先の場合 ・ 工事契約ないし工事施工者が、申込人またはその配偶者親・子が営む法人・自営業の場合</p> <p>(3) 支払済みの資金</p> <p>【 対象となる自宅の条件 】</p> <p>(1) 申込人またはその同居家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの。なお、次のものは各種(仮)登記から除く。 ・ 当金庫貸付(事業資金、住宅ローン等)にかかる抵当権および根抵当権 ・ 他行住宅ローンにかかる抵当権設定。(他行住宅ローンとは、自宅取得にかかる金融機関、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体、住宅金融支援機構・年金等の公的融資、申込人の勤務先または共済組合からの借入れた住宅ローン)</p> <p>【 借換え資金の条件 】</p> <p>(1) 借換え直前3カ月の約定返済で、3営業日以上履歴延滞が1回もないもの。</p>
ご 融 資 限 度 額	<p>・ 1万円以上1,000万円以内(1万円単位)。ただし、次の(1)に該当する方</p> <p>(1) 本件申込金額と他金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3,000万円以内</p>
ご 利 用 期 間	<p>・ 3カ月以上15年以内かつ申込人が満80歳に達した年の12月31日までとします。</p> <p>※ 団体信用生命保険の項目もご覧ください。</p>

地域をつなぎ、地域と共に歩む



<p>ご 融 資 利 率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫変動金利型消費者ローン基準金利（消費者ローンプライムレートA）の利率を適用させていただきます。 (1) 新規ご融資の場合 <ul style="list-style-type: none"> 毎年3月31日現在の「変動金利型消費者ローン基準金利」をもとに算出し、4月1日より適用いたします。 (2) ご融資の見直しの場合 <ul style="list-style-type: none"> 毎年3月31日現在の「変動金利型消費者ローン基準金利」を基準として見直し、3月31日以降最初に到来する返済日の翌日から適用いたします。 ただし、利率が上昇しても新しいご返済金額は前回のご返済金額の1.25倍を上限とします。 なお、当初の借入期間が満了しても未収利息および貸出金の一部が残る場合は、返済期限に一括してご返済いただきます。 (3) ご加入いただく団体信用生命保険の種類によってはご融資利率に金利上乘せが発生します。詳しくは団体信用生命保険の項目もご覧ください。 <p>※ 金利については窓口までお尋ねください。</p>
<p>ご 返 済 方 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス月の増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス月の返済分の元金は、ご融資金額の50%以内とし、年2回の6カ月間隔による返済とします。 なお、元金返済の据置期間は6カ月以内とします。
<p>連 帯 保 証 人 ・ 担 保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、連帯保証人・担保は必要ありません。
<p>各 種 手 数 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の場合、別途手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。 (1) 融資書類発行手数料 (2) 繰上償還（一部・全部）手数料 (3) 条件変更手数料 等 <p>・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。</p>
<p>保 証 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証料は毎月払いとし、ご融資利率に含まれており、お客さまから当金庫へお支払いいただく金利の中から、当金庫が保証会社へ支払いますので、お客さまから保証会社へお支払いいただく必要はありません。

<p>団体信用生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「団体信用生命保険」へご加入していただきます。ただし、お客さまの告知内容によっては幹事保険会社の保障審査により、ご加入いただけない場合がありますのでご了承ください。保険加入が申し込み条件となりますが、保険加入できない場合でも本ローンの取扱いは可能です。 ※ 保険料は当金庫が負担いたします。 ・ご希望により下記（１）～（３）を選択いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> （１）「信用金庫団体信用生命保険」 （２）「信用金庫 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」 （３）「信用金庫団体信用就業不能保障保険」 ・各団体信用生命保険の加入される方の年齢制限については以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> （１）「信用金庫団体信用生命保険」を選択された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・借入時の年齢が満 20 歳以上、満 70 歳未満の方で、最終ご返済時の年齢が満 80 歳以下の方（満 80 歳とは、80 歳に達した年の 12 月 31 日をいいます。） （２）「信用金庫 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」または「信用金庫団体信用就業不能保障保険」を選択された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・借入時の年齢が満 20 歳以上、満 50 歳以下の方 ・「信用金庫 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」を選択された場合、ご融資利率に年 0.3% 上乗せさせていただきます。 ・「信用金庫団体信用就業不能保障保険」を選択された場合、ご融資利率に年 0.4% 上乗せさせていただきます。 ・ご加入いただいた保険において、発生事由によっては保険金が支払われない場合もあります。 ・詳しくは、窓口へお尋ねください。
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9 時～17 時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、経営企画部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国信金相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にて返済金額を試算できますので、お申し出ください。 ・ご融資金額は、お客さまがご指定いただいた返済用口座にご入金させていただきます。なお、ご入金後はお支払先にお振込みいただきます。 ※ 振込手数料は、別途ご負担いただきます。 ・ご融資金額の 20%以内または 50 万円以内のいずれか大きい金額までは、振込取扱いの制限はありません。 ・お申込みに際しては、審査させていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 28 年 3 月 1 日 現在

地域をつなぎ、地域と共に歩む

